

電磁的記録の開示の方法

寝屋川市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法は、次のとおりとする。

1 録音テープ又は録音ディスク

- (1) 専用機器により再生したものの聴取
- (2) 録音カセットテープ又は光ディスク（CD-R（記憶容量700MB）又はDVD-R（記憶容量4.7GB））に複写したものの交付

2 ビデオテープ又はビデオディスク

- (1) 専用機器により再生したものの視聴
- (2) ビデオカセットテープ又は光ディスク（CD-R（記憶容量700MB）又はDVD-R（記憶容量4.7GB））に複写したものの交付

3 1及び2に該当しない電磁的記録

- (1) 用紙に出力したものの閲覧
- (2) 用紙に出力したものの交付
- (3) 光ディスク（CD-R（記憶容量700MB）又はDVD-R（記憶容量4.7GB））に複写したものの交付